

議案第31号

二宮町手数料条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年6月4日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

住民票の写しの交付について、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機での交付を開始することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町手数料条例の一部を改正する条例

二宮町手数料条例（平成12年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表第1中「（5人までを1件とする）」を削る。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(議案第31号) 二宮町手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 住民票の写しの交付手数料 1件につき 300円</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>6～11 (略)</p> | <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 住民票の写しの交付手数料 1件につき <u>300円(5人までを1件とする)</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>6～11 (略)</p> |